

入 札 説 明 書

調達件名

- ① 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外52校）
- ② 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外54校）
- ③ 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外52校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 (kWh/年)
①新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 52校)	53	4,160	7,237,600
②新潟市立学校で使用する電力の供給 (新津第一小学校 外 54校)	55	3,706	6,271,900
③新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外 52校)	53	3,877	7,447,900

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

- ①新潟市立松浜小学校 外 52校
- ②新潟市立新津第一小学校 外 54校
- ③新潟市立松浜中学校 外 52校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第11条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 平成29年10月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有するものであること、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	令和元年 11月 29日（金）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	令和元年 11月 29日（金）から 12月 13日（金）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和元年 11月 29日（金）から 12月 20日（金）まで
質疑書受付	令和元年 11月 29日（金）から 12月 10日（火）まで
質疑書への回答	令和元年 12月 17日（火）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和元年 12月 26日（金）まで
入札書郵送受付	令和2年 1月 9日（木）から 1月 16日（木）まで
入札・開札	令和2年 1月 17日（金）
電力供給開始	令和2年 4月 1日（水）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8550
 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 新潟市教育委員会学務課
 電話 025-226-3174
 F A X 025-230-0500
 電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、総価で入札に付する。
 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本

料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和元年12月20日（木）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、平成29年10月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和元年12月26日（木）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和元年11月29日（金）から令和元年12月10日（火）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和元年12月17日（火）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和元年1月17日（金） 件名① 午後3時30分
件名② 午後3時45分

件名③ 午後4時00分

イ 場所 新潟市役所 本館2階 入札室（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

(2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア 受領期間 令和元年1月9日（木）から令和元年1月16日（木）まで

イ 受領期限 令和元年1月16日（木）午後5時まで 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

(3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。

(10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効と

された場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

契約保証金は、新潟市契約規則第33条により、契約単価に予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、同契約規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書(案)」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
 - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
 - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書(案)」による。

15 契約の条件

この契約は、令和2年度新潟市一般会計予算が新潟市議会において可決されることを条件とする。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達(WTO)契約に係る物品入札参加資格審

査申請書を，令和元年12月13日（金）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし，書留郵便に限る。）すること。

なお，申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/wto-nyuusatu-sikaku.html

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (5) 需要家への情報提供

(資格の要件)

第5条 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす）しており、かつ、前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上の小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。

2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

- (1)電力供給契約書
- (2)電力供給契約条項
- (3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上 0.625 未満	30
	0.625 以上 0.650 未満	25
(2) 平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	導入していない	0
(4) 環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	10
	一部で導入している	5
	導入していない	0
(5) 需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合計		115

注 1 平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO₂/kWh)

「平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 29 年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

注 2 平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 29 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 29 年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値

(算定方式)

平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況(%)

$$= \frac{\text{平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 29 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

3. 平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4. 平成 29 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

①平成 29 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）

②平成 29 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)（ただし、平成 29 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、平成 29 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、平成 29 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑥ 平成 29 年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度とは、民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO₂ 排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
3. グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量 (kWh)。
4. J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
5. 平成 29 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
6. 平成 29 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 4 環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステム (EMS) の導入状況で、対象となる EMS は、「ISO14001」、「KES」、「エコアクション 21」、「エコステージ」とする。

注 5 需要家への情報提供

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(様式1)

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

令和元年11月29日付け新潟市契約公告第105号で入札公告がありました特定調達契約に係る下記の入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札参加申請者に必要とされる資格等を確認するための書類を添えて申請いたします。

なお、入札公告に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

項目	摘要
競争入札参加資格者名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 業者コード： _____ <input type="checkbox"/> 申請中
件名	
添付書類	(1) 電力調達契約評価項目等報告書(様式2) (2) 安定供給確約書(様式3) (3) 電力供給実績一覧表(様式4) (4) 会社概要
連絡先	部署名
	担当者
	電話
	F A X
	E-mail

注1 本申請書は入札に参加する案件ごとに提出すること。ただし、複数案件分提出する場合、添付書類は1部でよいものとする。

注2 会社概要は、設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力(kw)、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により作成すること。

注3 平成29年10月1日以降に、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある電気事業者については、添付書類(3)電力供給実績一覧表の提出は不要とする。

注4 「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達(WTO)に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。

(様式3-1)

安定供給確約書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

私は新潟市契約公告第105号(令和元年11月29日付け)で調達する電力の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、新潟市内を接続供給区域とする一般電気事業者(東北電力株式会社)及び貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

(様式3-2)

安定供給確約書 (東北電力株式会社用)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

私は新潟市契約公告第105号(令和元年11月29日付け)で調達する電力の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

(様式4)

電力供給実績一覧表

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

新潟市契約公告第105号(令和元年11月29日付け)で調達する電力の入札において、一般競争入札参加申請書に添付する書類として、下記の実績があることを申告します。

記

契約相手先	契約電力(kW)	契約件名	契約期間

注1 平成29年10月1日以降の実績を記載すること。

注2 契約電力が3,000kW以上の実績を2つ以上記載すること。

注3 自治体の運営する学校等の実績を優先して記載すること。

注4 記載した実績がわかる書類(契約書の写しなど)を添付すること。

(様式5)

質 疑 書

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

(電子メール)

- 1 契約公告番号 第105号
2 調達案件名 新潟市立学校で使用する電力の供給

質 疑 事 項

- 注1 回答は、回答日時点において一般競争入札参加申請した全ての者に、電子メール又はファックスにて回答します。
- 注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

会社名:

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)	
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	H=D+G
令和2年 4月		4,160	100%	0.00		513,900	0.00	0
令和2年 5月		4,160	100%	0.00		545,400	0.00	0
令和2年 6月		4,160	100%	0.00		678,600	0.00	0
令和2年 7月		4,160	100%	0.00		741,600	0.00	0
令和2年 8月		4,160	100%	0.00		422,100	0.00	0
令和2年 9月		4,160	100%	0.00		540,300	0.00	0
令和2年 10月		4,160	100%	0.00		602,200	0.00	0
令和2年 11月		4,160	100%	0.00		642,200	0.00	0
令和2年 12月		4,160	100%	0.00		616,600	0.00	0
令和3年 1月		4,160	100%	0.00		659,600	0.00	0
令和3年 2月		4,160	100%	0.00		686,100	0.00	0
令和3年 3月		4,160	100%	0.00		589,000	0.00	0
合計	-	-	-	-	-	7,237,600	年額合計	0
							入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名：②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校)

会社名：

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)	
夏季電力量料金単価(円)	7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)	夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)	
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	H=D+G
令和2年 4月		3,706	100%	0.00		446,700	0.00	0
令和2年 5月		3,706	100%	0.00		465,700	0.00	0
令和2年 6月		3,706	100%	0.00		591,000	0.00	0
令和2年 7月		3,706	100%	0.00		682,300	0.00	0
令和2年 8月		3,706	100%	0.00		390,000	0.00	0
令和2年 9月		3,706	100%	0.00		466,800	0.00	0
令和2年 10月		3,706	100%	0.00		517,400	0.00	0
令和2年 11月		3,706	100%	0.00		541,700	0.00	0
令和2年 12月		3,706	100%	0.00		527,200	0.00	0
令和3年 1月		3,706	100%	0.00		573,300	0.00	0
令和3年 2月		3,706	100%	0.00		572,900	0.00	0
令和3年 3月		3,706	100%	0.00		496,900	0.00	0
合計	-	-	-	-	-	6,271,900	年額合計	0
							入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校)

会社名:

・契約単価 (税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)	
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)		
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	H=D+G	
令和2年 4月		3,877	100%	0.00		553,100	0.00	0	
令和2年 5月		3,877	100%	0.00		573,400	0.00	0	
令和2年 6月		3,877	100%	0.00		622,900	0.00	0	
令和2年 7月		3,877	100%	0.00		746,400	0.00	0	
令和2年 8月		3,877	100%	0.00		560,700	0.00	0	
令和2年 9月		3,877	100%	0.00		578,100	0.00	0	
令和2年 10月		3,877	100%	0.00		632,400	0.00	0	
令和2年 11月		3,877	100%	0.00		627,900	0.00	0	
令和2年 12月		3,877	100%	0.00		651,600	0.00	0	
令和3年 1月		3,877	100%	0.00		684,600	0.00	0	
令和3年 2月		3,877	100%	0.00		648,400	0.00	0	
令和3年 3月		3,877	100%	0.00		568,400	0.00	0	
合計	-	-	-	-	-	7,447,900	年額合計	0	
								入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式7)

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

※委任状は、委任する件名ごとに作成してください。

(様式8)

入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について応募しましたが、辞退いたします。

なお、本案件の入札に以降参加できないこと、提出書類の返却は行わないことについて、異議申立てを行わないことを誓約いたします。

記

1. 件 名

2. 契約公告番号 第105号

3. 辞退理由

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 52 校）
②新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 54 校）
③新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 52 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 業種及び用途 学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - エ 標準周波数 50 ヘルツ
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）
 - イ 予定使用電力量（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月） 別紙 3 のとおり
 - ウ 最大需要電力実績（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月） 別紙 2 のとおり
 - エ 使用電力量実績（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月） 別紙 2 のとおり
- (3) 契約期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
 - イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握
- (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）
- (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件と同様とする。また、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する一般電気事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。
 - ア 件名①は、「松浜小学校 外 50 校分」、「東特別支援学校 外 1 校分」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
 - イ 件名②は、小学校分は「新津第一小学校 外 52 校分」と集約して教育委員会学務課に行い、高等学校及び中等教育学校分は、直接各学校事務局へ行うこと。
 - ウ 件名③は、「松浜中学校 外 53 校分」と集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。

なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」第 4 条(5)「需要家への情報提供」で、「取り組んでいる」と報告できること。各学校が自校の使用電力量の推移等を、リアルタイムに Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【別紙1】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	豊栄南小学校	新潟市北区長場2621番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	山の下小学校	新潟市東区山の下町8番55号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	牡丹山小学校	新潟市東区牡丹山6丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	東中野山小学校	新潟市東区猿ヶ馬場9番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	江南小学校	新潟市東区江南5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	日和山小学校	新潟市中央区栄町3丁目5930番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	大淵小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	曾野木小学校	新潟市江南区天野2丁目7番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	両川小学校	新潟市江南区酒屋町687番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	東曾野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	横越小学校	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	東特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬31番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	結小学校	新潟市秋葉区結132番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	茨曾根小学校	新潟市南区茨曾根1432番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	白根小学校	新潟市南区白根1407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	月潟小学校	新潟市南区月潟1410番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	黒崎南小学校	新潟市西区木場911番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	鎧郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	潟東小学校	新潟市西蒲区今井1031番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	巻北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	白根北中学校	新潟市南区鶯ノ木新田4814番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成30年4月～平成31年3月)

番号	施設名	平成30年度実績	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	合計 最大
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
43	大淵小学校	使用電力量(kWh)	6,766	7,256	10,137	11,452	6,339	7,754	8,827	8,671	8,375	9,141	9,361	8,052	102,131	
		最大需要電力(kW)	43	40	48	44	37	43	47	49	50	54	53	47	54	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
44	曾野木小学校	使用電力量(kWh)	5,891	6,385	7,055	7,309	4,409	5,768	6,547	7,880	8,478	6,299	8,699	7,751	82,471	
		最大需要電力(kW)	41	37	37	43	42	37	33	34	42	47	41	40	47	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
45	両川小学校	使用電力量(kWh)	6,012	6,579	9,359	10,490	5,397	6,544	7,836	8,045	8,540	9,062	9,168	7,394	94,426	
		最大需要電力(kW)	38	38	42	38	26	43	43	48	50	51	50	48	51	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
46	東曾野木小学校	使用電力量(kWh)	8,912	9,308	10,841	12,857	7,001	8,636	8,962	9,937	10,096	11,269	11,649	9,822	119,290	
		最大需要電力(kW)	46	43	51	49	45	44	48	62	61	74	74	57	74	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
47	横越小学校	使用電力量(kWh)	10,368	11,136	14,761	21,604	17,561	12,336	12,082	12,879	17,226	14,334	21,483	18,511	184,281	
		最大需要電力(kW)	75	64	83	92	105	77	64	79	104	106	111	103	111	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
48	亀田小学校	使用電力量(kWh)	6,993	6,921	10,439	10,858	4,739	6,649	7,857	8,277	7,710	8,444	8,779	7,796	95,462	
		最大需要電力(kW)	34	36	37	42	19	31	33	35	39	40	42	39	42	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
49	早通小学校	使用電力量(kWh)	6,899	7,401	7,694	8,677	6,400	7,478	8,322	8,396	8,129	9,136	8,690	7,653	94,875	
		最大需要電力(kW)	39	36	45	52	47	45	45	43	54	58	63	50	63	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
50	亀田東小学校	使用電力量(kWh)	9,781	10,311	12,832	13,683	5,693	10,209	12,894	14,139	13,711	15,213	16,100	12,316	146,882	
		最大需要電力(kW)	72	75	63	69	78	77	79	88	89	89	98	91	98	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
51	亀田西小学校	使用電力量(kWh)	10,675	11,927	12,296	13,696	10,454	12,164	13,188	14,186	13,269	14,628	14,433	12,510	153,426	
		最大需要電力(kW)	63	61	71	88	78	71	66	73	84	84	81	70	88	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
52	東特別支援学校	使用電力量(kWh)	13,290	13,474	16,722	21,956	14,380	14,661	15,045	15,218	15,355	17,122	16,132	15,230	188,585	
		最大需要電力(kW)	75	78	101	123	78	96	71	84	84	83	86	79	123	
		力率(%)	100	100	99	98	99	99	100	100	100	100	100	100	—	
53	西特別支援学校	使用電力量(kWh)	9,836	10,408	10,551	11,399	7,372	10,154	11,451	11,518	11,662	13,534	12,866	11,598	132,349	
		最大需要電力(kW)	49	50	50	54	33	49	60	57	67	71	67	68	71	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	

※1: 上記表のうち次の学校は、平成30年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成30年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として平成31年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名	平成31年	
		4月	
	牡丹山小学校	使用電力量(kWh)	10,723
		最大需要電力(kW)	66
		力率(%)	100

【別紙2】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成30年4月～平成31年3月)

番号	施設名	平成30年度実績	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成30年	平成31年	平成31年	平成31年	合計 最大
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					

※ 上記表のうち次の学校は、平成30年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成30年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として平成31年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名	平成30年	
			4月
	味方小学校	使用電力量(kWh)	8,595
		最大需要電力(kW)	50
		力率(%)	100

【別紙3】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月			
※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。																	
1	松浜小学校	133	12,700	12,900	14,700	20,000	9,600	15,100	13,600	16,900	19,800	22,500	22,100	17,100	197,000	44,700	152,300
2	南浜小学校	42	5,700	5,600	7,500	7,400	3,100	5,300	6,200	7,400	6,800	7,400	7,600	6,700	76,700	15,800	60,900
3	太夫浜小学校	43	6,600	7,300	10,200	10,700	6,500	6,800	8,000	8,400	7,400	7,900	8,000	7,000	94,800	24,000	70,800
4	濁川小学校	61	8,400	8,500	11,200	12,300	5,900	7,600	8,600	9,300	9,500	10,700	10,500	9,300	111,800	25,800	86,000
5	葛塚小学校	135	10,800	12,400	15,600	15,400	8,100	11,400	14,200	14,000	13,200	13,900	14,400	12,400	155,800	34,900	120,900
6	葛塚東小学校	78	10,700	11,200	15,000	16,100	9,900	11,700	14,200	14,800	14,200	14,800	14,800	13,800	161,200	37,700	123,500
7	木崎小学校	75	8,600	9,700	12,300	12,800	5,900	9,500	10,900	11,300	9,700	10,600	11,000	9,100	121,400	28,200	93,200
8	早通南小学校	125	14,800	15,800	18,800	18,700	9,600	14,800	16,900	18,700	17,900	20,800	20,100	17,000	203,900	43,100	160,800
9	岡方第一小学校	41	6,500	6,800	8,400	9,300	5,600	6,300	7,000	7,200	6,900	6,900	6,900	6,400	84,200	21,200	63,000
10	岡方第二小学校	35	4,900	5,100	6,200	7,500	5,100	5,200	5,800	5,700	5,600	6,000	5,700	5,100	67,900	17,800	50,100
11	豊栄南小学校	35	3,800	3,800	4,700	7,800	4,800	4,300	4,700	4,900	4,900	5,300	5,200	4,900	59,100	16,900	42,200
12	山の下小学校	44	6,500	6,500	9,800	11,300	7,500	6,800	7,500	8,600	8,100	8,000	7,700	7,300	95,600	25,600	70,000
13	大形小学校	108	13,100	14,200	17,700	19,200	9,200	13,500	15,200	16,400	15,100	15,300	16,000	13,500	178,400	41,900	136,500
14	中野山小学校	57	7,800	8,300	10,100	11,500	5,800	8,400	9,100	9,700	8,400	9,200	9,700	8,500	106,500	25,700	80,800
15	木戸小学校	75	11,400	12,200	16,100	15,800	12,700	14,300	14,600	15,000	13,900	15,700	15,200	13,300	170,200	42,800	127,400
16	東山の下小学校	119	17,000	19,200	24,500	23,700	10,000	17,700	20,000	20,800	18,800	20,900	21,000	18,100	231,700	51,400	180,300
17	桃山小学校	90	10,400	11,700	15,600	15,400	7,400	11,200	12,900	13,500	12,400	13,200	13,500	11,100	148,300	34,000	114,300
18	下山小学校	115	12,600	13,300	18,000	16,800	7,200	13,000	15,300	16,400	15,700	18,900	19,000	14,200	180,400	37,000	143,400
19	牡丹山小学校	77	10,000	9,000	10,000	13,000	6,000	4,000	7,000	9,000	9,000	10,000	15,000	13,000	115,000	23,000	92,000
20	東中野山小学校	110	12,900	13,000	16,200	18,000	11,800	16,800	14,900	16,300	15,500	16,900	17,100	13,600	183,000	46,600	136,400
21	竹尾小学校	53	7,000	8,000	8,000	13,000	9,000	6,000	7,000	9,000	9,000	7,000	10,000	9,000	102,000	28,000	74,000
22	南中野山小学校	74	13,900	14,400	18,600	16,400	10,200	13,900	15,900	16,600	14,900	15,900	16,400	15,200	182,300	40,500	141,800
23	江南小学校	58	6,000	7,000	8,000	13,000	9,000	6,000	8,000	9,000	10,000	8,000	10,000	9,000	103,000	28,000	75,000
24	浜浦小学校	69	8,800	9,600	11,500	11,600	6,500	9,000	10,300	11,200	10,200	11,500	11,600	9,500	121,300	27,100	94,200
25	関屋小学校	56	6,200	6,400	9,000	11,300	4,600	6,700	7,000	8,000	7,700	8,700	8,700	7,400	91,700	22,600	69,100
26	鏡淵小学校	56	7,500	8,000	11,100	12,700	10,400	11,700	10,200	9,700	8,300	9,100	9,500	8,000	116,200	34,800	81,400
27	白山小学校	64	6,700	6,800	10,600	13,200	5,600	6,800	8,000	8,900	8,100	8,800	8,700	7,800	100,000	25,600	74,400
28	新潟小学校	89	17,400	16,200	14,400	13,900	8,900	13,700	14,300	17,700	18,600	18,600	20,300	17,400	191,400	36,500	154,900
29	日和山小学校	70	9,500	10,000	13,300	13,800	9,000	10,000	11,600	12,100	12,000	13,200	13,000	10,700	138,200	32,800	105,400
30	万代長嶺小学校	103	16,000	15,600	19,100	21,300	13,100	15,600	17,400	18,200	17,100	18,200	17,700	16,600	205,900	50,000	155,900

【別紙3】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月			
31	沼垂小学校	90	10,200	11,900	15,300	15,200	7,700	11,300	13,500	14,300	12,900	14,500	15,000	11,900	153,700	34,200	119,500
32	山潟小学校	55	8,600	9,100	12,400	11,600	4,800	8,500	10,200	10,200	10,000	11,100	11,600	10,100	118,200	24,900	93,300
33	上所小学校	99	13,500	14,600	17,900	19,000	12,600	13,700	15,000	17,000	14,900	15,800	16,500	14,400	184,900	45,300	139,600
34	鳥屋野小学校	120	12,800	15,300	17,700	17,900	11,000	17,400	19,500	18,000	15,700	16,800	18,100	14,300	194,500	46,300	148,200
35	笹口小学校	79	9,900	9,900	13,200	12,200	8,300	11,800	12,800	13,900	12,700	13,600	13,700	12,600	144,600	32,300	112,300
36	女池小学校	149	11,700	13,400	16,600	16,200	6,500	12,600	14,900	14,700	13,300	14,100	15,100	12,800	161,900	35,300	126,600
37	有明台小学校	54	6,900	7,500	9,900	12,300	6,200	8,200	8,500	8,700	7,600	7,900	8,100	7,400	99,200	26,700	72,500
38	南万代小学校	88	13,300	13,200	16,500	16,000	10,700	12,900	14,100	15,000	15,200	16,100	16,300	14,600	173,900	39,600	134,300
39	上山小学校	90	12,300	12,700	15,700	16,600	7,800	12,400	14,400	16,100	14,700	15,400	15,600	13,300	167,000	36,800	130,200
40	桜が丘小学校	62	10,200	11,200	13,200	14,300	7,800	10,800	11,600	11,900	11,000	12,500	12,600	10,800	137,900	32,900	105,000
41	紫竹山小学校	124	9,300	9,900	12,300	12,500	6,100	9,400	11,000	11,400	10,300	11,600	11,700	9,900	125,400	28,000	97,400
42	丸山小学校	59	7,400	7,900	10,300	12,500	6,300	7,400	8,500	9,400	8,200	9,100	9,700	8,000	104,700	26,200	78,500
43	大淵小学校	54	6,700	7,200	10,100	11,400	6,300	7,700	8,800	8,600	8,300	9,100	9,300	8,000	101,500	25,400	76,100
44	曾野木小学校	47	5,000	6,000	7,000	7,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	6,000	8,000	7,000	76,000	16,000	60,000
45	両川小学校	51	6,000	6,500	9,300	10,400	5,300	6,500	7,800	8,000	8,500	9,000	9,100	7,300	93,700	22,200	71,500
46	東曾野木小学校	74	8,900	9,300	10,800	12,800	7,000	8,600	8,900	9,900	10,000	11,200	11,600	9,800	118,800	28,400	90,400
47	横越小学校	111	10,000	11,000	14,000	21,000	17,000	12,000	12,000	12,000	17,000	14,000	21,000	18,000	179,000	50,000	129,000
48	亀田小学校	42	6,900	6,900	10,400	10,800	4,700	6,600	7,800	8,200	7,700	8,400	8,700	7,700	94,800	22,100	72,700
49	早通小学校	63	6,800	7,400	7,600	8,600	6,400	7,400	8,300	8,300	8,100	9,100	8,600	7,600	94,200	22,400	71,800
50	亀田東小学校	98	9,700	10,300	12,800	13,600	5,600	10,200	12,800	14,100	13,700	15,200	16,100	12,300	146,400	29,400	117,000
51	亀田西小学校	88	10,600	11,900	12,200	13,600	10,400	12,100	13,100	14,100	13,200	14,600	14,400	12,500	152,700	36,100	116,600
52	東特別支援学校	102	13,200	13,400	16,700	21,900	14,300	14,600	15,000	15,200	15,300	17,100	16,100	15,200	188,000	50,800	137,200
53	西特別支援学校	71	9,800	10,400	10,500	11,300	7,300	10,100	11,400	11,500	11,600	13,500	12,800	11,500	131,700	28,700	103,000
合計		4,160	513,900	545,400	678,600	741,600	422,100	540,300	602,200	642,200	616,600	659,600	686,100	589,000	7,237,600	1,704,000	5,533,600

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月			
1	新津第一小学校	73	9,200	9,100	12,700	14,600	8,500	9,300	10,600	11,100	11,800	12,700	12,500	10,700	132,800	32,400	100,400
2	新津第二小学校	55	6,200	6,700	6,800	6,600	4,000	6,300	7,500	7,900	7,500	7,600	7,700	6,500	81,300	16,900	64,400
3	新津第三小学校	79	10,300	10,700	13,400	13,200	6,600	11,100	12,800	13,200	12,400	13,400	13,600	11,900	142,600	30,900	111,700
4	結小学校	89	8,100	9,300	12,300	13,000	4,200	9,400	10,000	10,500	10,100	11,300	11,400	9,400	119,000	26,600	92,400
5	荻川小学校	68	7,600	7,800	11,900	11,000	4,600	7,700	9,200	10,200	9,700	10,200	10,300	8,600	108,800	23,300	85,500
6	小合東小学校	32	3,900	3,700	6,600	6,100	2,400	3,800	4,200	4,400	3,900	4,500	4,600	4,200	52,300	12,300	40,000
7	金津小学校	49	4,400	4,900	6,800	6,500	3,700	4,700	5,600	6,500	6,700	7,000	7,000	6,100	69,900	14,900	55,000
8	阿賀小学校	96	11,000	12,100	14,900	14,800	8,700	11,800	13,000	13,500	12,000	13,200	13,500	11,100	149,600	35,300	114,300
9	新関小学校	43	5,300	5,300	8,000	8,600	7,800	7,300	6,200	6,500	6,900	7,500	7,600	5,900	82,900	23,700	59,200
10	小須戸小学校	75	7,400	9,100	11,200	11,900	5,400	6,200	6,800	7,200	6,300	7,600	7,700	6,500	93,300	23,500	69,800
11	矢代田小学校	37	5,000	5,500	9,800	8,900	3,400	4,300	5,500	5,500	5,300	5,500	5,800	5,100	69,600	16,600	53,000
12	新飯田小学校	36	3,800	3,700	6,300	8,200	3,900	3,900	4,100	4,500	4,200	4,100	4,400	3,700	54,800	16,000	38,800
13	茨曾根小学校	33	3,300	3,400	6,800	8,700	7,400	6,300	3,800	3,600	3,400	3,700	3,600	3,600	57,600	22,400	35,200
14	庄瀬小学校	69	8,000	7,000	9,000	10,800	6,100	6,700	7,900	8,500	9,200	10,100	10,500	9,300	103,100	23,600	79,500
15	小林小学校	41	5,500	5,700	5,500	11,200	5,400	5,000	5,700	6,200	6,400	6,600	6,500	6,400	76,100	21,600	54,500
16	白根小学校	77	11,200	11,400	14,900	19,400	11,000	10,900	12,400	13,000	13,400	14,200	14,000	13,600	159,400	41,300	118,100
17	臼井小学校	61	6,600	6,800	10,300	12,400	10,600	6,700	7,600	7,600	7,600	8,500	8,800	8,200	101,700	29,700	72,000
18	大鷲小学校	81	7,600	7,100	8,800	13,500	6,800	7,300	7,400	7,700	9,200	11,400	10,800	8,600	106,200	27,600	78,600
19	根岸小学校	46	5,600	5,600	9,000	10,500	5,300	6,000	7,200	7,600	8,100	8,400	8,600	7,000	88,900	21,800	67,100
20	大通小学校	71	8,000	7,000	9,000	11,000	6,000	8,000	9,000	10,000	10,000	13,000	12,000	10,000	113,000	25,000	88,000
21	味方小学校	59	8,000	9,000	9,000	12,000	8,000	7,000	8,000	10,000	10,000	8,000	11,000	10,000	110,000	27,000	83,000
22	月潟小学校	120	12,500	14,200	18,100	18,000	9,600	13,500	14,800	14,200	12,800	15,100	14,500	12,900	170,200	41,100	129,100
23	小針小学校	84	11,100	11,900	14,100	13,500	6,900	11,500	13,200	13,300	12,500	14,000	14,300	12,400	148,700	31,900	116,800
24	新通小学校	124	15,000	16,000	18,900	21,100	14,800	19,500	17,200	19,100	17,700	19,000	20,000	17,000	215,300	55,400	159,900
25	木山小学校	39	5,600	5,600	7,300	9,200	3,000	5,300	6,000	6,100	5,400	6,000	6,100	5,200	70,800	17,500	53,300
26	赤塚小学校	41	6,100	6,500	8,600	8,700	3,600	5,500	6,500	6,800	5,900	7,000	7,300	6,000	78,500	17,800	60,700
27	小瀬小学校	32	4,100	4,000	5,300	6,900	3,100	3,900	4,300	4,600	4,200	4,700	5,100	4,700	54,900	13,900	41,000
28	笠木小学校	34	3,900	3,900	5,000	7,600	3,200	4,400	4,400	4,600	4,300	4,800	5,000	4,400	55,500	15,200	40,300
29	青山小学校	68	8,500	8,900	12,300	13,600	6,500	8,700	10,100	10,800	9,600	10,600	10,600	9,200	119,400	28,800	90,600
30	真砂小学校	83	10,800	12,200	15,700	15,900	12,600	15,400	16,500	13,000	12,900	13,500	14,000	12,000	164,500	43,900	120,600

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月			
31	五十嵐小学校	100	12,200	13,300	14,200	16,700	8,100	12,800	14,500	15,700	14,500	15,800	16,400	14,700	168,900	37,600	131,300
32	坂井輪小学校	88	11,500	12,000	13,800	14,000	6,200	11,000	13,900	14,100	12,200	13,800	15,000	13,000	150,500	31,200	119,300
33	坂井東小学校	80	9,200	9,500	11,600	15,100	7,900	9,300	11,000	11,400	10,700	12,000	11,900	10,200	129,800	32,300	97,500
34	西内野小学校	80	11,700	12,700	14,700	15,800	8,500	11,600	13,800	14,400	13,700	15,000	15,000	12,700	159,600	35,900	123,700
35	東青山小学校	92	9,200	9,400	13,500	13,600	5,600	9,700	10,900	11,700	11,600	13,100	13,200	10,100	131,600	28,900	102,700
36	大野小学校	93	9,300	9,900	13,800	16,200	9,100	10,400	12,900	14,000	14,000	15,100	15,400	13,600	153,700	35,700	118,000
37	黒埼南小学校	62	6,800	6,800	8,600	10,500	6,400	6,500	7,300	8,000	8,300	8,900	8,900	7,700	94,700	23,400	71,300
38	山田小学校	66	9,000	9,500	12,600	12,600	7,800	8,600	10,900	11,200	11,600	12,400	12,500	10,600	129,300	29,000	100,300
39	立仏小学校	79	7,400	8,100	12,200	14,300	6,100	8,200	9,200	9,500	8,700	10,900	11,000	9,400	115,000	28,600	86,400
40	岩室小学校	64	6,600	6,500	10,000	11,300	6,800	6,700	6,900	7,400	8,500	6,400	6,100	6,500	89,700	24,800	64,900
41	和納小学校	57	6,500	6,100	9,000	11,900	5,700	6,300	6,900	7,700	7,700	8,800	8,700	8,300	93,600	23,900	69,700
42	曾根小学校	54	5,800	5,800	6,100	7,600	5,800	7,100	7,200	8,200	8,300	8,700	8,700	7,300	86,600	20,500	66,100
43	鎧郷小学校	41	4,800	4,600	7,900	8,900	3,900	4,600	5,700	5,600	6,000	5,900	6,100	5,600	69,600	17,400	52,200
44	升潟小学校	26	3,200	3,200	3,300	3,000	2,200	2,800	3,600	3,600	3,900	4,000	4,100	3,500	40,400	8,000	32,400
45	潟東小学校	50	5,800	6,600	8,900	10,200	5,900	6,700	8,000	8,400	7,800	7,600	8,900	7,500	92,300	22,800	69,500
46	中之口東小学校	27	3,900	4,300	5,200	6,600	4,600	4,700	5,000	4,800	4,500	4,400	4,900	4,100	57,000	15,900	41,100
47	中之口西小学校	46	5,400	5,300	8,200	10,700	5,600	6,100	6,200	6,500	6,000	5,800	6,500	5,900	78,200	22,400	55,800
48	越前小学校	46	4,700	5,000	7,200	10,200	5,600	5,400	5,600	5,600	5,500	5,800	5,700	5,200	71,500	21,200	50,300
49	松野尾小学校	37	4,500	4,700	6,600	10,100	4,800	4,300	4,800	4,900	4,400	4,800	4,900	4,400	63,200	19,200	44,000
50	巻南小学校	59	9,100	9,000	13,000	11,400	7,000	9,500	11,000	11,600	11,300	12,200	12,200	10,900	128,200	27,900	100,300
51	漆山小学校	47	5,300	5,500	9,300	13,000	5,800	5,700	6,300	6,300	6,100	6,700	6,600	6,600	83,200	24,500	58,700
52	巻北小学校	94	8,500	8,900	9,200	10,600	7,700	9,600	10,300	11,900	11,900	12,300	12,600	10,200	123,700	27,900	95,800
53	万代高等学校	167	24,200	23,200	23,300	35,100	26,400	26,200	24,500	25,600	25,800	27,300	23,800	20,500	305,900	87,700	218,200
54	明鏡高等学校	135	17,700	20,100	20,100	24,100	15,300	16,200	20,600	22,300	22,500	26,800	22,700	15,800	244,200	55,600	188,600
55	高志中等教育学校	121	20,800	21,600	20,400	21,400	18,100	19,400	22,900	23,600	22,300	25,600	22,300	22,400	260,800	58,900	201,900
合計		3,706	446,700	465,700	591,000	682,300	390,000	466,800	517,400	541,700	527,200	573,300	572,900	496,900	6,271,900	1,539,100	4,732,800

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月			
1	松浜中学校	104	12,500	10,400	17,400	27,100	18,900	17,300	11,900	14,600	17,400	18,300	17,900	15,900	199,600	63,300	136,300
2	南浜中学校	43	5,400	5,400	8,800	10,000	4,300	5,400	5,900	6,100	6,400	6,700	6,300	5,400	76,100	19,700	56,400
3	濁川中学校	40	7,000	7,300	7,300	10,800	6,900	7,200	7,400	7,600	7,700	7,600	7,500	6,900	91,200	24,900	66,300
4	葛塚中学校	180	33,900	34,600	35,000	34,900	31,000	32,900	37,800	41,500	44,700	57,000	51,800	38,000	473,100	98,800	374,300
5	木崎中学校	75	9,300	9,800	10,100	10,200	9,200	9,300	10,200	10,500	10,300	11,100	11,100	9,600	120,700	28,700	92,000
6	岡方中学校	75	9,300	10,500	10,500	11,600	11,500	11,500	11,600	10,700	13,200	12,900	10,400	10,600	134,300	34,600	99,700
7	早通中学校	98	12,400	13,200	13,800	13,500	9,500	11,600	14,100	14,100	14,300	14,700	13,700	11,100	156,000	34,600	121,400
8	光晴中学校	109	13,200	14,400	14,300	15,200	11,000	13,300	15,500	15,600	15,600	17,300	16,300	12,900	174,600	39,500	135,100
9	東新潟中学校	120	11,900	13,000	16,300	18,200	15,500	14,100	14,100	14,000	14,300	15,200	12,900	11,800	171,300	47,800	123,500
10	山の下中学校	70	10,900	10,900	11,800	16,400	10,300	10,500	11,100	11,800	12,100	11,400	11,900	10,600	139,700	37,200	102,500
11	大形中学校	67	10,200	10,400	11,100	15,300	8,400	9,300	11,700	11,800	11,700	12,600	12,000	11,100	135,600	33,000	102,600
12	石山中学校	84	10,300	11,900	13,400	18,300	11,200	12,200	15,100	13,400	14,400	13,900	13,100	10,500	157,700	41,700	116,000
13	藤見中学校	82	15,800	15,500	16,300	19,100	18,000	16,700	17,400	18,100	19,600	19,900	18,900	16,900	212,200	53,800	158,400
14	木戸中学校	57	10,000	11,000	11,000	12,000	15,000	14,000	14,000	13,000	11,000	10,000	13,000	11,000	145,000	41,000	104,000
15	下山中学校	55	9,800	9,800	11,000	13,400	12,600	9,600	11,200	10,500	10,000	11,500	10,400	9,600	129,400	35,600	93,800
16	関屋中学校	72	9,900	11,300	11,900	14,800	10,900	12,200	12,400	11,200	10,500	10,900	11,000	9,000	136,000	37,900	98,100
17	鳥屋野中学校	98	14,800	14,400	16,100	21,700	16,900	17,400	19,600	17,400	17,500	18,400	17,600	15,600	207,400	56,000	151,400
18	白新中学校	76	12,000	12,400	12,400	12,700	10,500	12,100	13,700	13,800	13,100	14,400	13,000	11,900	152,000	35,300	116,700
19	寄居中学校	71	10,800	10,700	13,900	20,300	17,600	16,500	10,800	10,700	11,300	11,900	11,300	10,300	156,100	54,400	101,700
20	新潟柳都中学校	74	12,700	11,100	13,700	14,700	10,800	11,500	13,600	13,500	14,300	16,000	15,000	13,200	160,100	37,000	123,100
21	宮浦中学校	71	12,000	14,300	17,000	18,200	15,900	16,700	15,300	13,700	14,600	14,700	13,300	12,200	177,900	50,800	127,100
22	上山中学校	84	11,700	12,600	14,600	18,300	11,100	11,800	12,300	13,200	13,800	14,100	14,100	12,300	159,900	41,200	118,700
23	山潟中学校	67	11,000	10,500	11,600	15,400	13,100	13,800	15,300	14,700	11,400	11,500	11,200	10,200	149,700	42,300	107,400
24	大江山中学校	52	7,500	7,300	7,700	12,000	10,200	7,700	8,000	7,500	7,800	8,800	7,900	7,800	100,200	29,900	70,300
25	曾野木中学校	89	7,200	8,500	8,600	12,800	6,900	7,700	8,400	8,300	8,600	9,000	8,700	7,400	102,100	27,400	74,700
26	両川中学校	40	5,000	4,900	5,000	5,800	4,300	4,600	5,300	5,400	5,400	6,100	5,600	5,100	62,500	14,700	47,800
27	横越中学校	93	12,300	12,900	13,400	13,400	10,100	12,000	14,100	13,200	13,200	14,000	13,700	11,600	153,900	35,500	118,400
28	亀田中学校	81	12,200	13,300	17,300	16,900	12,000	13,300	15,700	16,100	16,000	16,600	15,900	14,300	179,600	42,200	137,400
29	亀田西中学校	60	8,400	9,200	11,800	16,200	10,600	9,300	10,100	9,800	10,500	10,600	10,100	9,000	125,600	36,100	89,500
30	新津第一中学校	65	10,200	10,800	10,600	11,200	8,900	10,200	11,700	11,500	12,300	12,900	11,700	10,400	132,400	30,300	102,100

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月			
31	新津第二中学校	82	11,900	13,200	12,400	13,700	8,800	11,300	13,600	12,300	13,200	13,100	13,100	11,200	147,800	33,800	114,000
32	新津第五中学校	66	9,900	9,600	9,900	10,400	8,500	8,500	9,100	9,600	10,300	10,700	10,700	9,200	116,400	27,400	89,000
33	金津中学校	57	7,300	8,000	7,700	8,100	7,000	6,600	8,400	8,200	8,000	8,400	8,500	7,700	93,900	21,700	72,200
34	小須戸中学校	45	5,200	5,000	5,100	5,300	4,300	5,000	6,000	6,300	7,200	7,700	6,400	5,400	68,900	14,600	54,300
35	白南中学校	68	8,200	8,500	8,100	11,700	9,300	8,300	9,200	9,800	10,600	10,000	9,800	9,200	112,700	29,300	83,400
36	白根第一中学校	53	10,400	10,300	12,200	15,000	8,800	9,200	11,000	10,800	11,100	10,800	10,500	9,700	129,800	33,000	96,800
37	臼井中学校	36	4,500	4,500	4,500	5,300	4,500	4,300	4,800	4,800	5,300	5,700	5,600	5,000	58,800	14,100	44,700
38	白根北中学校	68	12,100	11,200	12,600	16,200	9,900	11,000	11,900	11,900	12,600	13,400	11,800	11,900	146,500	37,100	109,400
39	味方中学校	81	6,200	6,300	6,500	13,300	7,700	6,200	6,900	6,500	6,400	6,800	6,200	6,300	85,300	27,200	58,100
40	月潟中学校	51	6,200	5,900	6,400	9,600	7,800	6,200	6,500	6,900	7,000	7,800	7,700	6,600	84,600	23,600	61,000
41	坂井輪中学校	73	9,600	11,200	11,600	12,600	8,900	10,500	11,200	11,900	11,400	11,900	11,500	9,500	131,800	32,000	99,800
42	内野中学校	65	11,000	10,400	11,300	13,100	9,900	10,600	11,700	11,500	11,400	12,900	12,200	11,200	137,200	33,600	103,600
43	赤塚中学校	57	8,400	7,900	8,800	9,400	7,500	7,600	9,000	8,900	9,400	9,500	8,800	8,700	103,900	24,500	79,400
44	中野小屋中学校	29	4,900	5,000	6,400	7,000	4,400	4,800	5,200	5,100	5,400	5,600	4,700	4,100	62,600	16,200	46,400
45	小針中学校	94	14,000	16,400	16,200	18,300	13,200	14,800	16,300	16,800	16,500	16,800	16,000	14,500	189,800	46,300	143,500
46	五十嵐中学校	79	10,800	12,400	12,600	13,300	9,600	10,900	13,000	12,500	12,700	13,100	12,400	10,000	143,300	33,800	109,500
47	小新中学校	63	10,200	11,100	10,600	13,500	9,000	10,200	12,200	11,600	11,500	12,500	12,500	10,900	135,800	32,700	103,100
48	黒崎中学校	117	10,900	10,700	11,400	13,600	7,700	9,700	10,800	11,500	13,500	13,400	12,600	10,800	136,600	31,000	105,600
49	岩室中学校	65	6,200	5,700	5,800	6,400	7,100	6,100	6,900	6,600	7,700	7,600	7,300	6,000	79,400	19,600	59,800
50	西川中学校	87	13,200	13,400	16,500	25,900	13,600	12,800	15,600	14,800	16,100	16,000	15,100	15,200	188,200	52,300	135,900
51	中之口中学校	42	7,000	6,900	7,300	7,400	7,100	8,100	9,700	9,300	9,600	9,200	8,700	8,000	98,300	22,600	75,700
52	巻東中学校	74	12,500	14,000	11,700	11,000	10,500	11,700	14,300	14,100	16,200	16,300	14,300	11,400	158,000	33,200	124,800
53	巻西中学校	73	12,900	13,500	13,600	15,900	12,500	12,000	13,800	12,900	15,500	15,400	14,700	13,700	166,400	40,400	126,000
合計		3,877	553,100	573,400	622,900	746,400	560,700	578,100	632,400	627,900	651,600	684,600	648,400	568,400	7,447,900	1,885,200	5,562,700

(参考)予定契約電力の算出

①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

最大需要電力		H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	最大値
1	松浜小学校	74	104	112	114	108	103	87	64	88	129	126	133	133
2	南浜小学校	33	42	38	39	38	40	36	31	34	36	17	32	42
3	太夫浜小学校	37	40	43	42	43	41	35	35	38	42	33	39	43
4	濁川小学校	50	54	56	59	61	54	49	44	53	57	46	50	61
5	葛塚小学校	86	82	94	93	93	92	80	80	84	83	77	135	135
6	葛塚東小学校	62	73	72	71	78	70	59	55	63	65	66	72	78
7	木崎小学校	66	69	73	75	75	70	61	58	67	68	59	73	75
8	早通南小学校	103	107	117	125	119	106	98	90	107	101	94	97	125
9	岡方第一小学校	34	38	41	34	37	36	34	34	33	41	28	38	41
10	岡方第二小学校	29	31	35	31	33	30	28	31	32	35	33	35	35
11	豊栄南小学校	25	26	24	28	26	25	24	20	24	35	30	25	35
12	山の下小学校	37	39	41	44	43	39	35	32	37	37	38	38	44
13	大形小学校	77	86	108	90	87	82	86	82	89	98	89	105	108
14	中野山小学校	51	52	54	56	54	56	49	49	51	53	54	57	57
15	木戸小学校	62	67	73	75	71	68	58	54	67	62	61	67	75
16	東山の下小学校	103	105	119	119	108	110	96	100	100	105	101	116	119
17	桃山小学校	83	90	82	79	82	85	79	78	82	81	73	80	90
18	下山小学校	85	99	104	112	115	104	89	80	91	99	94	90	115
19	牡丹山小学校	42	40	56	77	73	73	66	61	58	64	66	55	77
20	東中野山小学校	84	92	90	101	110	98	79	70	90	83	82	88	110
21	竹尾小学校	38	39	42	43	53	47	39	35	43	42	38	41	53
22	南中野山小学校	65	69	69	72	72	74	60	55	65	65	55	58	74
23	江南小学校	46	46	50	51	51	51	43	47	48	58	51	51	58
24	浜浦小学校	57	62	64	69	67	66	57	56	64	65	61	56	69
25	関屋小学校	39	43	48	55	56	51	46	38	44	49	36	47	56
26	鏡淵小学校	47	53	55	56	55	53	43	41	49	44	49	46	56
27	白山小学校	43	53	52	50	51	50	44	39	44	64	41	54	64
28	新潟小学校	74	87	84	89	83	82	71	67	74	72	73	78	89
29	日和山小学校	49	58	66	70	66	66	55	47	51	57	52	52	70
30	万代長嶺小学校	82	94	97	103	88	86	77	70	73	80	73	73	103
31	沼垂小学校	81	85	89	90	90	86	77	77	85	82	78	78	90
32	山潟小学校	43	46	47	53	55	52	44	42	49	47	42	45	55
33	上所小学校	91	97	95	90	94	85	74	75	81	93	82	99	99
34	鳥屋野小学校	105	102	114	105	114	120	92	87	101	99	104	106	120
35	笹口小学校	69	76	79	78	78	73	66	63	68	69	60	62	79

(参考)予定契約電力の算出

①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

最大需要電力		H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	最大値
36	女池小学校	90	87	99	88	95	94	79	80	89	91	116	149	149
37	有明台小学校	46	51	48	47	46	44	44	43	54	53	48	42	54
38	南万代小学校	76	84	85	86	88	79	70	60	76	77	66	72	88
39	上山小学校	77	81	87	84	79	78	75	75	78	90	72	83	90
40	桜が丘小学校	56	56	59	59	62	56	47	49	49	58	59	56	62
41	紫竹山小学校	58	62	66	64	64	64	54	53	61	67	80	124	124
42	丸山小学校	45	51	57	57	59	57	49	43	55	46	40	50	59
43	大淵小学校	47	49	50	54	53	47	43	37	46	52	37	38	54
44	曾野木小学校	33	34	42	47	41	40	35	36	34	33	34	31	47
45	両川小学校	43	48	50	51	50	48	42	37	40	36	25	38	51
46	東曾野木小学校	48	62	61	74	74	57	44	39	52	45	42	47	74
47	横越小学校	64	79	104	106	111	103	92	66	77	103	106	89	111
48	亀田小学校	33	35	39	40	42	39	36	30	36	39	20	35	42
49	早通小学校	45	43	54	58	63	50	37	42	41	41	41	50	63
50	亀田東小学校	79	88	89	89	98	91	74	63	74	68	70	84	98
51	亀田西小学校	66	73	84	84	81	70	64	63	67	71	73	88	88
52	東特別支援学校	71	84	84	83	86	79	61	78	79	97	102	101	102
53	西特別支援学校	60	57	67	71	67	68	50	44	46	36	45	64	71

(参考)予定契約電力の算出

②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校)

最大需要電力		H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	最大値
1	新津第一小学校	59	64	73	73	70	67	55	53	62	67	54	69	73
2	新津第二小学校	42	46	50	47	47	47	49	42	39	43	46	55	55
3	新津第三小学校	61	69	75	72	76	73	65	62	65	66	63	79	79
4	結小学校	57	57	60	65	63	59	52	57	68	70	62	89	89
5	荻川小学校	56	64	68	64	68	63	55	54	66	56	49	65	68
6	小合東小学校	26	31	31	29	28	28	28	25	27	32	24	26	32
7	金津小学校	37	42	49	43	42	38	34	30	36	36	27	33	49
8	阿賀小学校	81	89	91	90	90	86	84	78	88	90	83	96	96
9	新関小学校	35	33	40	42	43	38	33	26	31	30	25	31	43
10	小須戸小学校	69	68	75	74	74	67	64	31	38	41	35	38	75
11	矢代田小学校	32	30	34	37	37	31	31	28	34	36	26	31	37
12	新飯田小学校	25	27	27	27	28	30	25	21	27	34	36	29	36
13	茨曾根小学校	30	21	24	26	21	23	21	19	27	28	23	33	33
14	庄瀬小学校	59	51	58	69	61	57	54	39	45	51	45	52	69
15	小林小学校	27	33	35	33	34	32	29	24	29	41	39	39	41
16	白根小学校	48	58	69	74	68	74	55	45	70	71	68	77	77
17	臼井小学校	61	42	54	42	49	51	43	34	42	42	33	35	61
18	大鷲小学校	51	48	66	75	71	58	56	55	33	63	48	81	81
19	根岸小学校	38	38	43	46	42	40	35	26	37	40	32	32	46
20	大通小学校	43	53	59	69	71	61	47	51	53	49	41	56	71
21	味方小学校	41	46	53	55	59	57	50	47	41	42	40	43	59
22	月潟小学校	111	106	115	112	118	117	120	108	116	113	109	113	120
23	小針小学校	71	78	79	80	84	79	71	67	68	84	72	84	84
24	新通小学校	103	119	122	119	124	117	103	94	102	123	103	107	124
25	木山小学校	37	34	38	39	37	34	33	30	35	36	21	29	39
26	赤塚小学校	36	37	39	41	40	39	33	30	36	39	33	33	41
27	小瀬小学校	27	26	29	32	29	30	26	27	30	32	25	26	32
28	笠木小学校	29	26	30	31	28	30	28	20	25	34	26	34	34
29	青山小学校	56	60	68	64	64	55	49	56	61	55	54	58	68
30	真砂小学校	68	68	81	77	78	73	75	69	74	83	73	79	83
31	五十嵐小学校	84	87	89	95	92	88	85	72	79	79	71	100	100
32	坂井輪小学校	73	81	78	88	79	80	73	83	79	85	46	76	88
33	坂井東小学校	59	72	79	74	80	69	66	59	67	69	59	69	80
34	西内野小学校	59	65	71	74	80	67	65	58	63	64	62	66	80
35	東青山小学校	66	71	84	75	75	73	56	59	68	65	67	92	92

(参考)予定契約電力の算出

②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外54校)

最大需要電力		H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	最大値
36	大野小学校	62	77	81	83	93	75	68	57	66	70	63	72	93
37	黒埼南小学校	42	51	56	51	62	54	44	41	48	47	45	49	62
38	山田小学校	52	61	66	63	65	58	53	46	52	46	38	53	66
39	立仏小学校	52	66	73	79	76	65	49	54	60	68	54	74	79
40	岩室小学校	40	46	64	31	34	37	30	32	37	37	31	45	64
41	和納小学校	43	53	54	52	54	57	47	31	38	42	44	52	57
42	曾根小学校	46	49	53	54	49	47	43	41	42	35	40	43	54
43	鎧郷小学校	30	30	31	30	32	36	32	24	32	33	33	41	41
44	升潟小学校	25	25	24	26	26	23	25	18	20	18	17	22	26
45	潟東小学校	42	46	48	49	50	50	40	37	42	44	38	41	50
46	中之口東小学校	25	23	26	26	27	27	21	18	21	25	24	27	27
47	中之口西小学校	35	40	41	39	38	41	33	32	43	46	37	42	46
48	越前小学校	31	28	27	28	31	31	28	23	31	46	33	40	46
49	松野尾小学校	23	30	28	25	29	29	25	21	25	35	37	27	37
50	巻南小学校	49	55	59	59	59	55	50	46	54	52	48	56	59
51	漆山小学校	27	33	35	37	33	35	33	25	35	43	29	47	47
52	巻北小学校	54	60	63	62	66	58	52	50	44	50	72	94	94
53	万代高等学校	125	143	148	140	136	114	111	92	97	165	167	158	167
54	明鏡高等学校	131	135	119	122	120	96	92	114	100	100	93	106	135
55	高志中等教育学校	108	116	121	117	121	118	105	100	94	101	101	94	121

※ 小合小学校は低圧のため入札対象外

(参考)予定契約電力の算出

③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校)

最大需要電力		H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	最大値
1	松浜中学校	66	76	84	89	85	78	73	44	93	104	92	90	104
2	南浜中学校	36	38	43	42	43	37	31	27	37	37	28	33	43
3	濁川中学校	30	35	37	40	38	33	29	27	30	33	31	35	40
4	葛塚中学校	137	140	161	179	180	150	133	129	130	127	137	129	180
5	木崎中学校	61	59	75	66	66	61	56	55	62	59	65	58	75
6	岡方中学校	50	57	70	75	61	62	58	48	51	51	56	49	75
7	早通中学校	80	84	98	82	82	71	75	68	71	73	70	72	98
8	光晴中学校	90	99	109	106	100	88	93	91	79	89	89	83	109
9	東新潟中学校	111	107	120	71	69	66	108	59	91	113	68	108	120
10	山の下中学校	55	56	61	61	63	59	56	53	51	64	63	70	70
11	大形中学校	57	67	62	63	58	48	48	46	49	56	50	46	67
12	石山中学校	67	78	84	77	72	59	55	62	66	80	61	63	84
13	藤見中学校	59	68	78	82	77	63	63	55	60	60	56	56	82
14	木戸中学校	46	46	45	56	57	55	48	44	41	52	52	45	57
15	下山中学校	44	45	50	51	50	51	43	43	48	55	50	46	55
16	関屋中学校	54	58	72	58	59	49	56	51	55	66	52	54	72
17	鳥屋野中学校	79	80	87	92	91	80	75	73	81	93	87	98	98
18	白新中学校	63	69	75	73	72	56	59	60	60	64	60	76	76
19	寄居中学校	48	54	69	66	62	55	60	49	70	71	61	52	71
20	新潟柳都中学校	53	66	71	74	70	63	55	47	58	54	56	57	74
21	宮浦中学校	59	63	71	65	64	60	56	56	61	65	65	64	71
22	上山中学校	63	68	72	73	76	65	62	64	72	78	75	84	84
23	山潟中学校	50	48	47	51	50	44	45	43	57	67	64	58	67
24	大江山中学校	37	40	51	52	44	41	39	33	37	44	48	50	52
25	曾野木中学校	45	53	61	50	53	50	47	48	48	62	89	64	89
26	両川中学校	32	33	34	35	34	35	33	28	27	40	32	32	40
27	横越中学校	76	77	83	93	74	79	73	68	66	66	69	77	93
28	亀田中学校	65	72	81	75	76	67	62	60	59	66	72	71	81
29	亀田西中学校	50	54	59	60	59	50	43	46	54	60	48	51	60
30	新津第一中学校	56	59	62	65	62	57	53	46	55	54	52	52	65
31	新津第二中学校	59	62	82	68	69	60	58	59	57	62	55	55	82
32	新津第五中学校	47	51	62	54	51	48	45	46	44	66	61	56	66
33	金津中学校	40	50	53	57	46	44	39	38	39	43	45	47	57
34	小須戸中学校	40	40	45	43	37	39	30	25	28	36	29	29	45

(参考)予定契約電力の算出

③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外52校)

最大需要電力		H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	最大値
35	白南中学校	59	53	57	60	52	53	50	49	40	68	63	57	68
36	白根第一中学校	48	48	53	47	52	43	44	38	39	45	45	48	53
37	臼井中学校	24	28	32	33	36	34	24	21	24	25	25	24	36
38	白根北中学校	46	53	66	60	58	60	68	45	54	58	65	55	68
39	味方中学校	32	31	38	39	38	32	30	40	45	80	81	75	81
40	月潟中学校	33	38	40	43	42	35	31	26	31	35	51	45	51
41	坂井輪中学校	59	66	68	73	71	57	57	61	62	69	69	71	73
42	内野中学校	49	57	61	60	59	55	47	53	56	65	59	59	65
43	赤塚中学校	38	51	52	53	57	47	45	36	39	55	49	45	57
44	中野小屋中学校	25	26	27	29	27	23	23	22	23	27	22	23	29
45	小針中学校	69	86	94	87	76	73	68	75	82	87	85	89	94
46	五十嵐中学校	61	69	79	78	79	61	56	58	60	66	60	71	79
47	小新中学校	45	53	58	63	60	50	49	41	47	50	44	46	63
48	黒崎中学校	57	61	64	76	68	57	52	52	56	70	92	117	117
49	岩室中学校	44	63	65	56	39	41	50	42	38	45	49	54	65
50	西川中学校	65	69	68	71	66	62	59	62	62	87	65	63	87
51	中之口中学校	35	38	42	42	37	37	35	28	36	31	32	31	42
52	巻東中学校	66	70	72	74	66	66	59	61	63	55	59	63	74
53	巻西中学校	59	60	73	62	62	63	55	54	61	60	56	54	73

電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「(番号)新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校外〇〇校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 (番号)新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校 外〇〇校）
- 2 契約期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年 4月 1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費調整額等)

第10条 燃料費調整額は、当該区域の一般電気事業者が一般需要家に適用する燃料費調整単価(消費税および地方消費税を含むものとする。)に、当該月における使用電力量を乗じて算出を行うものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、当該区域の一般電気事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

- 第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令又は独占禁止法第66条第4項の審決をした場合(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。)
- (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第8条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額(入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。